# 平成30年度第1回

# 愛南町定例農業委員会議事録

	1							1
招集年月日	平成 30 年 4 月 26 日(木) 午後 4 時 00 分~午後 5 時 10 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別
出席委員	1	和喜田 重則		出	8	土居 尚行		出
<u>14 名</u>	2	畑田 藤志郎		出	9	河野 仁		出
	3		岡添 蔦代		10	西﨑 .梅一		出
欠席委員	4	孝野 覚也		出	11	尾﨑 春夫		出
<u>0名</u>	5	Щ	口深	出	12	田中 定嘉		出
	6	西	口孝	出	13	谷口 八千代		出
	7	太田 憲男		出	14	浜田 暁		出
議事録署名人	8	土居 尚行			10	西﨑 梅一		•
職務のため 総会に出席 した者の氏名	職名		氏名	氏名		職名    氏名		<u> </u>
	推進委員		山本 哲也					
推進委員 1名								
事務局職員 2名	事務局長 吉村 克			課長補佐		松本 仁志		
2 /1								—,E
会議の内容	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について							
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について							
	議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について							
	議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							
	議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の							
	面積の承認について							
	議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・平							
	成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について							

# 平成30年度第1回愛南町定例農業委員会次第

# 事務局

只今から平成30年度愛南町農業委員会第1回定例総会を開会致します。

# 議長(会長)

(会長挨拶)

#### 事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。

# 議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、8番、 土居 尚行委員と10番、西崎 梅一委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。

受付番号1番、増田4981番1、地目・面積は田・890㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

受付番号2番、一本松3534番2、地目・面積は畑・96㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

# 議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。1番お願い致します。

### 委員

場所は、一本松の○○を過ぎた信号の横、お墓の横の土地です。もともと

死んだお父さんがニワトリを飼っておりまして、鳥小屋の用地になっておったのですが、 お父さんが死んでから、山と化して一切耕作がされていなかった土地です。現在のところ、農地としての復旧は難しい状態になっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に2番お願い致します。

事務局

一般個人住宅で、写真を見て頂いたら分かるように、役場のちょうど前の土地なのですが。以前おじいちゃんの部屋を建てておったのですが、その時に、農地転用が出されていなかったということで、今回申請が出されました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。

次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更 申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申 請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認い ただきますようお願い致します。

受付番号 1 番、一本松 3355 番 2、地目・面積は田・614 ㎡でございます。 転用目的は一般個人住宅でございます。本事業は、当初計画者の〇〇さんが店舗併用住宅を建築し、食堂等を営業する計画で申請され、平成16年3月15日付で許可が出されました。その後、町村合併に伴う見込み客数の減少など、地域情勢の変化により採算が見込めないと判断し、建築に至りませんでした。このたび、住宅用地を探しておりました承継者の〇〇さんに譲渡することとなったため、事業計画の変更申請が出されております。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。1番お願い致します。

委員

場所は元〇〇のスタンドのちょうど前です。当初計画者が店舗をするということで用地を購入して準備をしとったわけですが、とん挫して用地が浮き上がっておりました。今回承継者が新居を建てたいということで、土地を購入して今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

以前からこういうのは問題で、転用許可が下りてからおおよそ 15 年経つん やけど、他の地区にもこういうのはある。いったい愛南町に転用許可を出して 事業をしていない土地は、どのくらいある?

事務局

私が調べた限りでは、以前ご指摘を頂いたグループホームの一件と思って おります。

委員

○○の今建っておるところも、許可出した内容と全然違うんよね。ま、それはいいとして、この案件は本人はやる気があったけど、町村合併があって、ようせなんだことはよく知っとるんですけど、悪い考えをすれば、このルールは悪用

できるということ。農地が取得できないものが、事業申請して事業出来ませんというたら、それだけでも、農地を取得できるんよ。やろうと思えば。もう元には戻らんわけよ、農地には。なんかこのルールが、これでいいのかという気がするが。会長も、県に行ったら、こういうのは他の農業委員会に、どういう対応をしているのかきいてみて。

事務局

事務局としても、進捗状況をもっと頻繁に確認すべきと思いますし、当然期限が間もなく来るとか過ぎているという許可案件については、県の方と相談いたしまして、許可権者が愛媛県になりますので、文書などで督促というか勧告をすべきと思います。又、県と相談して放置するような事例がないような形で確認を続けたいと思います。合わせまして、会議の際に、このような事例がないか確認させていただきたいと思います。一般住宅であれば 500 ㎡程度というルールがあるのですが、それが必ずしも絶対ではないという県の担当者の意見もありますので、今回は出してみないと何とも言えないかなと。

委員

最初は店舗だから 600 ㎡で通っているが、今回は、一般個人住宅だから通るのか。

事務局

場合によっては、県の指導がある、面積を見直せとかの指導があると考えられます。

委員

店舗は面積要件が緩くなるのか?

事務局

店舗には駐車場があるから。

事務局

内容につきましては、〇〇さんから〇〇さんへの内容変更という形であがってきていますから、変更を通すか通さないかという形で県への申請をしていただいて、県の中で通る通らない、修正を行え、というところが出てくると思いますので、これが面積要件であれば、県の方が500㎡前後で600㎡だと通すか通さないかということが出てくると思います。分筆をしなさいという可能性もあると思うのですが、今回は内容変更としてあげらさしてもらったらと思います。

委員

分筆したら、地目は田で残るな。県の農業会議にかかるのか。

事務局

この案件につきましては、宇和島の指導になります。

事務局

○○さん自体は農地を持っていないので、宅地として5条でかっているのだけど、事業がされていない。現況がない、建てていないので、法務局は宅地にならないと判断する。

委員

建てんでも農地が取得できてしまう。

委員

名義は変わっとるのか?

事務局

名義は10数年前に変えています。

事務局

違反転用でも登記をしていますので、返すわけにはいかない。分筆しなさいと言った時に、○○さんでは、5 反持っていないので困る。農地取得ができないという可能性はある。

この話を書士さんからいただいたときに、県の担当者にどういった形で申請するのが良いか確認しましたところ、この事業計画変更で出すべきだろうと。 書士さんにもお返事して、この形で申請が上がってきています。

委員

確かに、面積は引っかかる。

事務局

このまま出して、通る可能性もある。

委員

申請を父親の名前にするのはどうか。5 反要件はクリアできる。農地で購入して、その後転用するのは。

事務局

県としては、一度通っているので事業変更だという認識だと思うのです。でも、面積要件がかかる可能性があります、と。

方法としましては、残った土地は、せめて家庭菜園をして野菜を作ると。そういった理由づけですよね。

委員

それはダメだろう。家庭菜園で通るんだったら。

事務局

最初の 5 条申請なら通らないだろうが、わざわざ家庭菜園にするのなら分 筆してその部分だけにしなさいと県も言うと思います。今回については、いっ たん許可が出ている案件ですので、そういう理屈もひょっとしたら通るのではな いかと思っているのですが。甘いかもしれませんが。

委員 今税金は宅地か?

事務局現況を見るので、雑種地だと思います。

委員 もし今度一部を農地に戻すことは可能か?

事務局 分筆をするのは可能と思います。が、一枚丸々というのは税務課の判断に なると思います。税金に関しては。現況主義です。

委員 本当は、一度取り下げて申請を出すのがいいと思うが、県が OK を出すなら、いいのではないか。

言われるようにもし、取下げて元に戻すことになったら、取り消し申請を出し た場合です。元の人に同じ金額かどうかは分からないが、返すと。もう元の所 有者も亡くなられています。そういった事情、問題もでてきます。

議長(会長) ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局

事務局

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 1 番、御荘平城 4399 番、地目・面積は畑・141 ㎡でございます。場所は、〇〇前の国道の信号から〇〇方面へ 300mほど進んだあたりになります。もう1筆は、御荘深泥 44 番、地目・面積は田・301 ㎡でございます。場所は、県道〇〇線を〇〇方面へ進み、〇〇の手前 500mほどの〇〇停留所付近から南へ 50mほど入ったあたりになります。対象地の調査年月日は平成 29

年9月22日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧いただきますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周辺につきましても、対象地同様に山林・原野化しており、御荘平城4399番の付近の4384番1、4387番、4386番1は、平成29年9月25日及び平成30年3月23日の定例会で非農地判断されております。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

委員

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 1 番は再設定で、御荘菊川 2662 番、地目・面積は畑・8,324 ㎡ の内 2.500 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 2 年でございます。

受付番号 2 番は再設定で、緑甲 418 番、地目・面積は田・1,829 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号3番は再設定で、城辺甲2365番2、地目・面積は田・811㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は1年でございます。

受付番号4番は再設定で、城辺甲2570番1、地目・面積は田・622㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は1年でございます。

受付番号5番は再設定で、正木1206番1、地目・面積は田・1,148㎡、使

用貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号 6 番は再設定で、増田 4759 番外 1 筆、地目・面積は田・2,421 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は 3 年でございます。

受付番号7番は再設定で、中川1314番3、地目・面積は田・641㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号8番は再設定で、広見2000番、地目・面積は田・1,464㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号9番は新規で、正木2584番、地目・面積は田・1,639㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 10 番は新規で、正木 2570 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・879 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 11 番は新規で、正木 2567 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,599 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 12 番は新規で、正木 2547 番外 1 筆、地目・面積は田・3,586 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 13 番は新規で、正木 2569 番 1、地目・面積は田・917 ㎡、使用 貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 14 番は新規で、正木 2575 番外 1 筆、地目・面積は田・2,218 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 15 番は新規で、中川 2107 番外 1 筆、地目・面積は田・2,379 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号 16 番は新規で、緑乙 710 番外 1 筆、地目・面積は田・2,421 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 17番は新規で、緑乙 209番、地目・面積は田・2,066 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5年でございます。

受付番号 18番は新規で、緑乙 957番外 2 筆、地目・面積は田・5,809 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 19 番は新規で、御荘平城 3686 番 1、地目・面積は田・655 ㎡、 使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 20 番は新規で、御荘平城 3684 番 1、地目・面積は田・333 ㎡、 使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 21 番は新規で、御荘平城 4339 番、地目・面積は田・837 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 22 番は再設定で、御荘長月 531 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・ 4,755 ㎡の内 4,106 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 2 年でござい ます。

受付番号 23 番は再設定で、御荘長月 522 番 1、地目・面積は田・2,512 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は2年でございます。

受付番号 24 番は再設定で、城辺甲 3854 番 1、地目・面積は田・898 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 25 番は新規で、正木 346 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,731 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 25 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長) 只今、事務局より説明がありましたが 24 番は和喜田委員が議案当事者で すので退室をお願い致します。

委員 (和喜田委員退室)

議長(会長) 24 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長(会長) 24番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

委員 (和喜田委員入室)

議長(会長) その他について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありませんか。

議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

次に議案第5号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第5号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべ き別段の面積の承認について、ご説明させていただきます。ご承知のとおり、 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積50aにつきまして、一定条 件を満たす区域においては、農業委員会がこれに代わるべき別段の面積を 設定できることとなっておりますので、下記のとおり提案するものでございま す。内容につきましては、昨年度と同様であります。旧南内海村、旧東外海 村、旧西海町の範囲が 30a、旧内海村の範囲が 40aとしております。以前か ら、もっと低い面積に設定してはどうかというご意見をいただいたこともあります が、事務局としましては、近隣市町の状況や、住民からの問い合わせ件数等 を参考に検討いたしました結果、限りある大切な農地の保全という観点から、 やはりある程度のハードルを設けておくことが必要かと判断しまして、昨年と同 様の下限面積とさせて頂いております。ただ、近年、空き家バンクに注目が集 まっておりますことから、他の市町村ではIターン、Uターンの方の移住や定住 に着目した農地付きの空き家も増えてきている所です。愛南町におきまして も、今後農地付きの空き家バンクが登録されることが予想されます。この場合、 今回設定します30aや40aの下限面積とは別に、一定の条件を満たせば番地 指定により 1 筆ごとの設定も可能であります。 今後、このようなケースが出てき た際には、その都度ご検討いただければと思います。以上長くなりましたが、 説明とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願い致します。

#### 議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

#### 委員

大洲か西条かで、全域 30 アールにしている。それでもいい気がするが、下げることで、何か不都合なことが起こるか。

#### 事務局

もし下げた場合、こういう言いかたは良くないかもしれないが、農地として買って3年3作しました。その後どこかに売る、宅地になる可能性が出てくる。という考えを一つは持っておるのですが。この決定についてですが、認定農業者の方が150名程度、新規就農者が3・40名ほどおられるので、その中でアンケートを取ってはどうかと思っております。県とも内容を協議しながら、と思っ

ています。そのアンケート内容について協議させてもらったらと思っています。 毎年あがってくる話で 4 月に承認だと思うのですが、早めに農林課・県との協議をして、秋くらいまでにアンケートを出して回収した中で、この面積についてはどうだろうと、農業者の方にも意見を伺ってみようと思っています。新規で農業をおこす方には面積を落とした方がいいんだろうというところもあると思うのですが、農業者の意見として取りまとめをおこなったところで、もう一度農業委員会の方でどうするか方針を決めたらどうかという案を持っております。

委員

認定農業者は元々たっぷり面積を持っておる農家ばかりでええんじゃないかと予想されるんやけど、西海地域や海岸の地域は 3 反といったらなかなか手を出しにくい。さっき言われよった農地付きの空き家バンクだが、兵庫県でできている例もあります。今荒廃地が増えて困りよる。都会の若い人にアンケートを取ったら、農地付きの空き家を探しよる人もおるそうなんです。全体の20代30代が4割くらいを占めているという状態もあります。やっぱり新規にぱっと入りやすいのは面積を下げてあげること。専門的にやりよる人は問題なしで、5 反要件でもかまんのんやけど。一本松の〇〇地区に〇〇さんが来られてから、熱心に農業をやられよる。その他が太陽光になりよる感じがしていけんのんやけど、やはりできる手立てがあるなら、そういったバンクも登録してから、少しでも人口が減りよる中で対策してあげたら、と思う。

事務局

空き家バンクについては企画財政課が担当しております。企画財政課も町民の方からそういう案件があれば申請をしてくださいという形で出ておるんですが、実際に農地付きというところは申請がないらしいです。今回の農地についての意見は 1aであれば農業委員会を通せば、特定の地番でしばりを付ければ、そういう形ができるということです。もし、そういった案件が出てきた場合に、前向きに推進してください、ということです。先程委員さんが言われたように、今は大洲市、今年度からは西予市がするらしいです。大洲市は今までに2件そういう案件があったみたいです。それについては、前向きにやっていこうという考えは持っております。

委員

前から心配なのは、内海、西海。こういう地域は、せめて 10aに下げてあげてから、地元もその方がいいんじゃないかと思うし。10aで借り手があって市民農園みたいなのをはじめて、少しでも野菜の直売をしたり農地の管理を進めたらいいのではないか。なかなか 30aがクリアできないんじゃないか。

### 事務局

先程○○さんの話もあったのですが、新規や I ターンで来られた方が実際 に農地を買おうかというとこがあります。そういう方の意見を踏まえながら、課題 として、今回はこれを提出させていただきたいと思います。また秋を目安として、データとしてアンケートを取りたいと思います。

# 議長(会長)

ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。

#### 議長(会長)

次に議案第6号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第6号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)、そして平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認 について、ご説明させていただきます。

すでにお目通しのことと存じますので、簡潔に説明をさせていただきます。 お手許の資料「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

まず大きい I 番、農業委員会の状況ですが、1の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。2の農業委員会の現在の体制では、現在の体制、旧制度に基づく体制として、各項目ごとの農業委員数を記載しております。

次のページの大きい II 番、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2の平成 29 年度の目標及び実績につきまして、集積目標の 327ha に対しまして、実績が 297ha ということで、目標は届きませんでした。年々、農家さんの高齢化が進んでおりますので、特に優良農地については地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方のご協力をお願いします。

次のページの大きいⅢ番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目です。そのうち、2の平成 29 年度の目標及び実績につきまして、参入目標の4経営体に対しまして、実績が2経営体ということで、こちらも目標には達しませんでしたが、面積では目標の 3ha を超えて 3.67ha となりました。

また、新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと思いますので、今後とも、各種補助金・給付金事業の担当者や関係機関と連携して周知活動を進めたいと考えております。

次のページの大きいIV番、遊休農地に関する措置に関する評価です。そのうち、2の平成29年度の目標及び実績につきまして、解消目標の4haに対しまして、実績がゼロということで、目標には達しませんでした。この項目は、昨年の夏に、各委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものです。

次のページの大きいV番、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2の平成29年度の実績につきまして、違反転用面積は3.36haと、年度当初の面積から3.14ha 増加しております。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、今後も継続して町のホームページや広報紙で周知活動を行いたいと思います。

次のページの大きいVI番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1の農地法第3条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました33件の3条申請に関する項目です。2の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました25件の4条5条申請に関する項目です。次のページ、3の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規定に基づく農業生産法人報告書の提出状況に関する項目です。4の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。次のページ、7、8は割愛させていただきます。

次に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

まず大きい I 番、農業委員会の状況につきましては、先ほど、29 年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。

次のページ、大きいⅡ番、担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、30年度の集積目標を、新規集積面積30haを含めて320haに設定しております。

次に、大きいⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、30年度の目標を、4経営体で3haと設定しております。

次に大きいIV番、遊休農地に関する農地につきまして、30年度の目標解消面積を、0.5haと設定しております。

最後に大きいV番、違反転用への適正な対応としまして、現在把握している違反転用面積が 3.36ha あります。今後とも啓発活動や農地パトロール等により違反転用の発生防止に努めたいと思います。

なお、30 年度の目標に設定しました各数値は、先般、ご承認いただきまし

た「指針」に基づいて算出しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長(会長) それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご

意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員(異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しまし

た。

議長(会長) 以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しました

ので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野仁

議事録署名人

面局梅一

議事録署名人

土 先 加门